

県北広域振興局長告示第48号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成25年10月29日

県北広域振興局長 高橋 信

1(1) 名称 久慈市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 久慈市地内の国道281号と主要地方道久慈岩泉線との交点を起点とし、起点から国道281号を西に進み市道三日町大通り線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに北西に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道山口線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道外里線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道山岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道金比羅神社通り線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大崎本通り線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道久慈夏井乙線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道葡萄峰線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み夏井川河川管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を西に進み市道畑田国坂線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道夏井川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道田沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに南東に進み市道鼻館線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道久慈湊大湊線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み夏井川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み久慈湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み一般県道野田長内線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道二子小袖沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み林道平沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに北西に進み市道岩崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道上長内長内橋線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上長内日吉町線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道日吉町字部線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北西に進み長内川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み市道岩瀬張古山線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道滝ダム線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み滝ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を北西に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道山本川代線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み生活道との交点に至り、同点から同生活道を北西に進み市道秋葉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 普代村普代浜地区特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡普代村地内の国道45号と普代川右岸との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み村道普代南浜線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道普代港線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み普代浜の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み主要地方道岩泉平井賀普代線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み村道普代駅前1号線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み普代川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器